

平成十六年三月

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の説明書

外務省

目次

	ページ
一 概説	一
1 協定の成立経緯	一
2 締結の意義	一
二 協定の主要な内容	一
三 協定の実施のための国内措置	一

一 概説

1 協定の成立経緯

日米両政府は、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律にいう武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態に際して日本国に対する武力攻撃を排除するために必要な活動、並びに国際の平和及び安全に寄与するための国際社会の努力の促進、大規模災害への対処その他の目的のための活動を行う日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間の後方支援、物品又は役務の相互の提供を、平成八年に締結され、平成十一年に改正された日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（以下「現行協定」という。）によって確立された枠組みに従って行い得るようにするため、現行協定を改正することにつき協議を行ってきた。その結果、平成十六年二月二十七日に東京で、我が方川口外務大臣と先方ベーカー駐日大使との間で現行協定を改正する協定の署名が行われた。

2 締結の意義

この協定による現行協定の改正により、武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態に際して日本国に対する武力攻撃を排除するために必要な活動を行う日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間の後方支援、物品又は役務の相互の提供の基本的条件が定められることは、日本国の平和及び安全に寄与するものである。また、この協定による現行協定の改正により、国際の平和及び安全に寄与するための国際社会の努力の促進、大規模災害への対処その他の目的のための活動を行う日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間の後方支援、物品又は役務の相互の提供の基本的条件が定められることは、それらの活動において日本国の自衛隊及びアメリカ合衆国軍隊がそれぞれの役割を一層効率的に果たしていくことを促進するとともに、国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与するものである。

二 協定の主要な内容

この協定は、前文、本文十箇条及び本文から成っている。その主要な内容は、次のとおりである。

1 現行協定第一条2を改め、協定の目的に武力攻撃事態若しくは武力攻撃予測事態に際して我が国に対する武力攻撃を排除するために必要な活動又は新たな第六条に定める活動に必要な後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを加

える（第三条）。

2 (1) 新たな第五条を追加し、いずれか一方の当事国政府が、武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態に際して日本国の自衛隊又はアメリカ合衆国軍隊がそれぞれの国の法令に従って行う活動であつて、日本国に対する武力攻撃を排除するために必要なものために必要な後方支援、物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対して協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された後方支援、物品又は役務を提供するとともに、日本国の自衛隊によるアメリカ合衆国軍隊に対する後方支援、物品又は役務の提供は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態に対処するための日本国の措置について定めた日本国の関連の法律に従って行われる旨規定する。

(2) 新たな第六条を追加し、いずれか一方の当事国政府が、現行協定の第二条から第四条まで及び新たな第五条の規定の適用を受ける活動以外の活動であつて、国際の平和及び安全に寄与するための国際社会の努力の促進、大規模災害への対処その他のために日本国の自衛隊又はアメリカ合衆国軍隊がそれぞれの国の法令に従って行うもののために必要な後方支援、物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対して協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された後方支援、物品又は役務を提供することができる旨規定するとともに、日本国の自衛隊によるアメリカ合衆国軍隊に対する後方支援、物品又は役務の提供は、付表2に定める日本国の法律の規定であつて現に有効なものに従って行われる旨規定する（第六条）。

3 新たな第十二条3を追加し、両当事国政府が合意する協定の改正は、アメリカ合衆国政府が日本国政府から日本国が当該改正を承認した旨の書面による通告を受領した日の後三十日目の日に効力を生じ、協定が有効である限り効力を有する旨規定するとともに、協定の付表2は、両当事国政府の合意により、協定を改正することなく修正することができる旨規定する（第八条）。

4 現行協定の付表をこの協定に添付されている付表1に改めるとともに、この協定に添付されている付表2を協定に付表2として加える旨規定する（第九条）。

### 三 協定の実施のための国内措置

この協定の規定を実施するために、自衛隊法の一部を改正する新立法並びに武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態に対処するための

日本国の措置に関する新規立法が行われる。